

令和6年3月15日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和6年第3回）議事録

1. 開催日時 令和6年3月15日（金曜日）午後2時35分

2. 開催場所 ポートプラザアクアパル「多目的ホール」

3. 出席委員（21名）

2番 小松 健	14番 畑山 留美子
3番 齋藤 誠	15番 佐藤 喜勝
4番 庄司 和夫	16番 佐々木 剛
5番 佐々木 亨	17番 伊藤 剛
6番 伊藤 直子	18番 加藤 三敏
7番 菅原文 克	19番 大瀧 浪雄
8番 板垣 利明	20番 佐々木 純一
9番 三浦 幸夫	21番 小野 晃一
10番 吉尾 麻美	22番 豊島 靖喜
11番 巴 寛	24番 富樫 公一
12番 佐藤 源樹	

4. 欠席委員（3名）

1番 佐藤 崇
13番 佐藤 榮一
23番 真坂 和都

5. 議事日程第1号 令和6年3月15日（金曜日） 午後2時30分 開会

- 第 1. 議事録署名委員指名
- 第 2. 会議書記任命
- 第 3. 会期決定
- 第 4. 議案第14号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件
- 第 5. 議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
- 第 6. 議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件
- 第 7. 議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
- 第 8. 議案第18号 農地転用事業計画変更承認の件
- 第 9. 議案第19号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件
- 第10. 議案第20号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件
- 第11. 議案第21号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について
- 第12. 議案第22号 利用状況調査の結果による非農地の判断について
- 第13. 議案第23号 違反転用事案の取扱について
- 第14. 議案第24号 令和6年度最適化活動の目標について

6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	佐藤英樹	次長	小松幸月
農政班長	三保敦	農地班長	二見真之
主査	佐々木崇嗣		
主任(矢島庶務班)	柴田雄太郎	主事(岩城庶務班)	田口健
主査(由利庶務班)	佐々木千鶴	主査(大内庶務班)	加川長太
主事(東由利庶務班)	高橋琉誠	主査(西目庶務班)	巴留美子
主事(鳥海庶務班)	佐藤海士		

8. 総会議長

富樫公一

9. 議事録署名委員

17番 伊藤剛

18番 加藤三敏

10. 会議の概要

○議長

これより令和6年3月1日公示招集されました令和6年第3回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中21名であります。

1番佐藤崇委員、13番佐藤榮一委員、23番真坂和都委員より欠席の届け出があります。

出席委員は、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、議案第14号から議案第24号までの計11件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、17番伊藤剛委員、18番加藤三敏委員の兩名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第14号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第14号について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第14号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第14号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第15号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番につきましては、2番小松健委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【小松健委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第15号1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第15号1番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第15号1番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第15号1番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号1番は、原案どおり承認することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

【小松健委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議案第15号2番から79番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第15号2番と79番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第15号2番から79番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。
ご質問、ご意見ございませんか。

【15番・佐藤喜勝委員手を挙げる】

○議長

15番佐藤喜勝委員

○15番・佐藤喜勝委員

15番佐藤です。議案書31番でありますけれど、私の地域の隣の地域でありますけれど、設定所在地が矢島になっていますが、これは何を作付け、栽培するのでしょうか。

○議長

事務局。

○事務局

漬物の加工に取り組んでいる法人で大根の栽培を予定しております。矢島の農地にした理由は、秋田しんせい農協から紹介を受けて、由利本荘市が所有している畑地を適地と考え、今回賃貸借を結びました。以上です。

○15番・佐藤喜勝委員

分かりました。ありがとうございます。

○議長

他にご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。
お諮りいたします。議案第15号2番から79番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号2番から79番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第16号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第16号について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第16号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第16号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第17号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題としますが、本議案の1番につきましては、20番佐々木純一委員が関係する事案でありますので、農業委員会に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします

【佐々木純一委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第17号1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第17号1番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第17号1番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第17号1番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号1番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐々木純一委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第17号2番から5番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第17号2番と5番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第17号2番から5番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第17号2番から5番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号2番から5番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第18号「農地転用事業計画変更承認の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第18号について議案書に基づき朗読。変更内容は、特別養護老人ホーム建設工事に係る工事期間の変更で、許可を受けた計画のうち事業期間を変更するもの。今回の申請は予定期間内に工事を完了することが困難な状況となったことによる工事期間の変更のみであり、変更後の転用目的は変わらず、変更内容が周辺農地に影響を及ぼさないと認められること、資金計画も当初計画事業費の範囲内で行われること、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても承認相当と判断される旨説明する。

本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がなく、本総会で承認することに決定した場合は、総会翌日付けで変更承認する旨説明する。)

○議長

議案第18号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第18号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第18号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第19号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第19号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、申請地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内で、第1種農地であること、第1種農地は、原則不許可だが、不許可の例外である「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること」に該当すること、および資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨説明する。

本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がなく、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨説明する。）

○議長

議案第19号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、19番大瀧浪雄委員。

○19番・大瀧浪雄委員

（議案第19号について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

議案第19号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第19号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第19号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第20号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移

転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第20号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画を説明、また申請地は、第2種農地であるが、第2種農地は、第1種農地の不許可の例外に該当するか、第3種農地もしくは農地以外の土地に代替地がない場合しか許可できないが、申請地周辺に第3種農地や立地可能な農地以外の土地がないため、「第3種農地もしくは農地以外の土地に代替地がない場合」に該当すること、資金計画、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨説明する。

本案件については、申請面積が30aを超えるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象であることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可する旨説明する。)

○議長

議案第20号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、19番大瀧浪雄委員。

○19番・大瀧浪雄委員

(議案第20号について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第20号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第20号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。お諮りいたします。議案第20号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第21号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨(非農地)の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第21号について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明、申請地は、山林に近接しており、平成20年ごろから、16年以上耕作しておらず、原野化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第21号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、16番佐々木剛委員。

○16番・佐々木剛委員

(議案第21号について、現地は16年以上放置されていたことから、原野化している状況のため、農地への復元は困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨説明する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第21号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第21号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第22号「利用状況調査の結果による非農地の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、取り扱い198件について、令和5年度の農地パトロールで、再生利用が困難と見込まれる農地として確認、2月に開催した農地パトロール推進会議においても、速やかに総会で非農地判断をすると報告。いずれも農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第22号の説明が終わりました。

現地調査報告につきましては、令和6年2月に開催した令和5年度第2回農地パトロール推進会議において、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

ただいまの議案第22号の事務局説明につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第22号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いた

しました。

○議長

日程第13、議案第23号「違反転用事案の取扱いについて」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき違反転用事案の取扱いについて次のとおり説明した。(1)違反転用事案の概要、(2)違反転用事案としての認定、(3)違反転用者への対応、(4)違反状態の解消に向けて、(5)処分の検討、(6)県との協議、(7)市顧問弁護士との相談。

以上から、本議案の取扱いについては「許可取消」が相当である。なお「許可取消」の決定をした場合には、行政が不利益処分を行う際の手続を定めた「由利本荘市行政手続条例」に基づき、聴聞を実施することになる。聴聞は、不利益処分がなされようとする当事者に反論の機会を与えるものであり、この内容も踏まえ、最終的な処分が決定される旨説明する。)

○議長

次に、農地委員会の報告を求めます。佐々木亨農地副委員長。

○佐々木亨農地副委員長

(去る3月12日に開催された農地委員会において、議案第23号にかかる意見交換を行った結果、1、事務局説明のとおり「許可取消」の処分を行うこと、また「原状回復命令」は行わないことについて妥当である。2、同様の事案が発生しないよう対策されたい、との意見をとりまとめた旨報告する。)

○議長

議案第23号の事務局説明、農地委員会報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

本議案は挙手による採決といたします。

お諮りいたします。議案第23号は、原案どおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第23号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第14、議案第24号「令和6年度最適化活動の目標について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(総会前の委員全員協議会で説明した旨説明する。)

○議長

議案第24号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます
お諮りいたします。議案第24号は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。
よって、議案第24号は、原案どおり決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。
以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時25分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総会議長 富 樫 公 一

議事録署名委員 伊 藤 剛

議事録署名委員 加 藤 三 敏

